三条市役所

三条鍛冶道場指定管理者募集要項

三条鍛冶道場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三条鍛冶道場条例（平成17年条例第129号）第４条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

１　施設の概要

(1) 施設の名称

三条鍛冶道場

(2) 設置目的

鍛冶、木工等のものづくりに係る研修及び市民参加による体験学習を実施し、指導者及び後継者の養成を図るとともに、市民の鍛冶や木工等のものづくりに対する知識を高め、もって鍛冶、木工等の技術の伝承及び産地の活性化に寄与することを目的とする。

(3) 所在地

三条市元町11番53号

(4) 施設規模

延床面積　458.43㎡
構　　造　鉄筋造平屋建
敷地面積　3,305㎡
施設内容　体験場[240.70㎡]、研修室[65.48㎡]、
展示スペース[12.96㎡]、事務所[16.56㎡]、
男・女更衣室[13.77㎡]、男・女・多目的便所[26.52㎡]、
湯沸室[4.05㎡]、玄関ポーチ・風除室[13.41㎡]、
廊下・その他[64.98㎡]

施設の見取図　別紙平面図のとおり

(5) 利用状況（過去３年間）

ア　施設別利用状況

施設名（部屋名）	令和２年度	令和３年度	令和４年度
体験場	327人	314人	538人
研修室	365人	485人	281人

イ　研修別利用状況

研修名	令和２年度	令和３年度	令和４年度
包丁研ぎ体験研修	530人	391人	445人
和釘づくり体験研修	876人	760人	1,009人
ペーパーナイフ体験研修	852人	718人	1,783人

２　管理の基準

(1) 開館時間及び休館日　　別紙仕様書のとおり

(2) 施設の使用許可の基準

三条鍛冶道場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることになります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

また、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(3) 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、三条鍛冶道場の使用を許可しません。

ア　使用の目的が三条鍛冶道場の設置目的に資するものでないとき。

イ　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。

ウ　建物及び設備等を損傷するおそれがあるとき。

エ　その他指定管理者が管理上不適当と認めたとき。

(4) 利用料金

ア　三条鍛冶道場の使用者は、その使途に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に収めます。

イ　指定管理者は、利用料金をその収入として収受します。

ウ　利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

(ア)ものづくり体験研修利用料金

使用者	利用料金
大人	１人１回につき　1,000 円以内で規則に定める額
中学生以下	１人１回につき　500 円以内で規則に定める額

備考　ものづくり体験研修の時間は、１回につき２時間以内とします。

(イ)貸室の利用料金

貸　室	１時間当たりの利用料金
研修室	800 円（研修室の附属設備を使用する場合は、１回の使用につき規則に定める利用料金を加算する。）

a　使用時間数に１時間に満たない端数時間があるときは、１時間とみなしてこの表を適用します。

b　営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の 10 倍の額の利用料金を徴収します。

エ　利用料金は前納とします。ただし、指定管理者は、特別の理由がある

と認めるときは後納させることができます。

(5) 利用料金の減免基準

指定管理者は、市長が別に定める事由に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができます。

(6) 施設使用条件等の基準（使用条件の変更、使用の停止、使用許可の取消し等）

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用を取消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

ア　使用者が三条鍛冶道場条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

イ　指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ　その他管理運営上やむを得ない事由により、特に必要があると認めたとき。

3　業務の範囲　　詳細は別紙仕様書のとおり

(1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務

(2) 施設の使用許可に関する業務

(3) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 前項目に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4　応募資格

(1) 鍛冶、木工等の技術の伝承及び産地の活性化に資する事業の企画及び実施ができる団体であること。

(2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は、応募することはできません。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続をしている法人

エ　最近３年間において、市税・法人税又は消費税･地方消費税を滞納している者

オ　応募書類提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

カ　地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、(同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団

体等

キ　その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

5　現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。参加人数は１法人及びその他の１団体につき２人までとし、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡してください。

(1) 現地見学日程

ア　開催日時

特に指定はいたしません。申込後に調整をいたします。

イ　集合場所

三条鍛冶道場（三条市元町 11-53）

(2) 参加申込

ア　文書（郵便、FAX 又は電子メール）で次の事項を記入の上、申込みください。

(ア)法人又は団体名

(イ)法人又は団体の住所

(ウ)代表者名

(エ)参加者名

(オ)担当者名

(カ)連絡先（電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス）

イ　申込締切日

令和５年９月 19 日（火）

ウ　申込先

〒955－8686

三条市旭町二丁目３番１号

三条市経済部商工課

電　話　0256－34－5609（直通）

ＦＡＸ　0256－36－5111

e-mail　shokoka@city.sanjo.niigata.jp

6　応募方法

(1) 応募書類

ア　指定管理者指定申請書（様式第１号）

イ　定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）

ウ　登記事項証明書（法人のみ。全部事項証明書。発行から３か月以内のもの。）

エ　納税証明書（課税対象団体のみ。発行から３か月以内のもの。）
オ　団体の経営状況を証明する書類
（ア）法人･･･直近２か年間の財産諸表
貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書
（イ）　その他の団体･･･上記に準ずる書類
カ　事業計画書（様式第２号）
キ　収支予算書（様式第３号）
ク　団体の概要書（様式第４号）
ケ　その他（自主事業提案書（様式第５号）等）
※応募関係書類につきましては、商工課窓口に備え付けてあります。また、ホームページでもダウンロードできます。

(2) 応募期間
令和５年９月１日(金)から令和５年９月 29 日(金)までの、土日、祝日を除く毎日、午前９時から午後５時までに持参してください。

(3) 提出場所
〒955－8686
三条市旭町二丁目３番１号
三条市役所　経済部商工課
電　話　0256－34－5609（直通）
ＦＡＸ　0256－36－5111
e-mail　shokoka@city.sanjo.niigata.jp

(4) 提出部数
提出部数は、15 部（正１部、副 14 部（副は複写可））とします。

7　選定方法について
(1) 候補者の選定
提出された書類を整理し、三条市外部委託審査委員会に付議し審査・選定します。

(2) 選定結果の通知等
ア　選定結果の通知は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。
イ　指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て指定されます。

(3) 選定の基準
別紙審査基準表により選定します。

(4) 計画書のヒアリング等
計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合がありますので、その際は、別途連絡します。

8　指定期間

令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

9　指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度毎に指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の指定管理料総額（概算額）91,345,000 円

(2) 支払方法

毎年度（４月 1 日から翌年３月 31 日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払い時期等については、市と協議の上、決定します。

(3) 経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の口座で管理することになります。

(4) 積算基礎に含まれている経費

人件費、一般経費（消耗品費、燃料費、電気使用料、電話使用料、設備保守点検料等）

(5) 電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用量を計算することとし、この結果今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

(6) 個別経費の取扱い

修繕及び施設整備については、市との協議事項とします。

(7) 消費税の取扱い

指定管理料には、消費税及び地方税その他一切の経費を含むこととします。

10　利用料金制に関する事項

(1) 施設の使用の許可に係る使用の料金に利用料金制を導入します。

利用料金収入の見込額　　年　1,636,000 円

(2) 市が定めた次の基準に基づき、利用料金の減免を行います。

減免基準

使用団体等	減免割合
三条市公の施設使用料等の減免基準における基準１に掲げる使用団体等	全　　額
三条市公の施設使用料等の減免基準における基準４に掲げる使用団体等	70％又は 30％
三条市が共催する場合	全　　額
三条市が後援する場合 （基準１及び基準２の表に掲げる以外の団体等が施設を使用する場合）	30％

11　協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は年度協定で定めます。

12　質問等について

この要項等の内容に関する質問は、次により受け付けます。

(1) 提出方法

質問は、別添の質問書により、郵便、FAX、又は電子メールで提出ください。

なお、電話による問合せは受け付けておりません。

(2) 提出期間

令和５年９月 15 日（金）午後５時まで必着のこと。

(3) 回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書類の提出場所で公表します。

13　その他

(1) 提出書類の変更

提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しませんので、御了承ください。

(3) 提出書類の公開

提出書類は、三条市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、請求があった場合は公開する場合もありますので、御了承ください。

(4) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。